

平成 29 年 8 月 15 日  
資源エネルギー庁

新制度への移行手続完了前の事業計画の変更認定申請及び変更届出について  
(補足)

平成 29 年 7 月 20 日付け及び 7 月 31 日付けで「なっとく！再生可能エネルギー」のウェブサイトに掲載した資源エネルギー庁の文書でお知らせした通り、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」の改正項目に関連して、太陽電池の合計出力の変更に係る届出については、当該省令案等の施行日の前営業日の営業時間内に各地方経済産業局及び JPEA 代行申請センターに紙媒体で到達したものを、変更届出として受け付けることとしております。施行日以降に到達したものは受け付けることができず、変更認定申請としてご提出いただくこととなりますのでご注意ください。なお、当該改正省令については、現在いただいたパブリックコメントへの対応を検討しているところです。パブリックコメント期間終了後、少なくとも 14 日の検討期間を経た後に、可能な限り速やかに公布する予定となっておりますので、余裕を持って準備していただきますようお願いいたします。また、提出先の間違いが大変多くなっておりますので、今一度別紙の提出先を御確認下さい。

加えて、50kW 未満の太陽光発電設備でみなし認定手続中に変更届、変更認定申請を紙媒体で JPEA 代行申請センターに提出したものに関しては、新制度へのみなし手続完了後に改めて電子での届出をしていただくこととしておりますので、この電子の届出機能は施行日後であっても有効です。その際、みなし手続完了後 2 ヶ月以内に電子での手続きを行っていただきますようお願いいたします。その際、紙媒体で事前に JPEA 代行申請センターに送付した届出の項目と電子での届出項目が同一でない場合は、電子届出として受け付けることができませんのでご注意ください（紙媒体で、太陽電池に係る変更認定申請の一部として太陽電池の合計出力の変更をした場合は、電子でも同様の変更認定申請をしていただきますようお願いいたします）。その際、事業者も同時に変更する必要がある場合は、紙申請の際に事業者変更も変更内容に含めていただき、電子でも同様の変更認定申請をしていただきますようお願いいたします。

【別紙】

50kW 未満太陽光発電設備の提出先

J P E A 代行申請センター（J P - A C）

〒105-0003 東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 3 東洋海事ビル 2 階

50kW 未満太陽光発電設備以外の提出先

各地方経済産業局の認定担当部署

地方経済産業局名	部 名	課 名	〒	住 所	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県